

令和8年度

大分県地域課題解決型起業支援事業

募集締切 **5/20** 水

17時必着

事前相談は **5/13** 水

17時までに!



補助対象事業

大分県地域再生計画における以下の分野において

「①社会性及び必要性」 「②事業性」

「③デジタル技術の活用」 の各要件を全て満たす事業で
新たな起業、事業承継又は第二創業するもの。

地域活性化関連 まちづくりの推進

過疎地域等活性化関連 買物弱者支援

地域交通支援 社会教育関連

子育て支援 環境関連

社会福祉関連 インバウンド・ツーリズム関連

など

① 社会性及び必要性

- ▶ 地域社会が抱える課題の解決に資すること。
- ▶ 地域の課題に対し、その解決に資するサービスの供給が十分でなく、事業の必要性が認められること。

② 事業性

- ▶ 当該事業の収益によって、自律的な事業継続が可能であること。

③ デジタル技術の活用

- ▶ キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、ECサイトによる販売等
- ▶ 既存のツールを含むSNSやWebサイトでの情報発信、Wi-Fi環境整備など

補助対象経費

人件費 店舗等借入費 設備費 旅費 広報費 外注費 委託費 など

※交付決定日(7月頃)以降に発注し、12月31日(木)までに支払を終了した経費及び証拠書類(見積書・請求書・領収書等)で金額、支払が確認できる経費が対象です。

事業計画書に基づき、外部専門家の審査を経て採択者を決定します。

スケジュール

公募

審査・採択

6月中旬

補助金申請・
交付決定

7月

補助事業
実施

7月~12月

実績報告

令和9年1月

補助金の
支払

令和9年2月

大分県地域再生計画に関する問合せ

大分県商工観光労働部 経営創造・金融課
スタートアップ推進班(県庁本館7階)

電話 **097-506-3232**

本事業に関する詳細はこちら(URL : <https://startup.oita.jp/boshu/chiikikadai2026/>)

事業計画提出及び補助金に関する問合せ

公益財団法人 大分県産業創造機構 おおいたスタートアップセンター
〒870-0037 大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル5階

電話 **097-534-2755** 受付時間:9:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)





令和8年度

大分県地域課題解決型起業支援事業



本補助金は、国の「地域未来交付金(地域未来推進型(移住・起業・就業事業))」による事業です。

新たな事業の創出を促進し、地域課題の解決を通じた地方創生を実現するため、デジタル技術を活用した起業・事業承継・第二創業を行う事業計画を募集します。

採択された事業については、事業実施に必要な経費の一部を補助し、伴走支援を行います。(採択後に補助金の交付申請が必要です。)

補助対象者 (①又は②、③は必須)	①県内で新たに起業(法人等の登記又は個人事業の開業届出)を行う者 ②県内で事業承継又は第二創業(新たに事業を実施)する法人又は個人事業主 ③大分県内に居住、又は事業完了日までに居住を予定している者			
補助対象事業	大分県が地域再生計画に定める分野における社会的事業※1。 ただし、事業承継・第二創業は、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野であること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ※1… 社会的事業 = 以下の①～③の要件を全て満たす事業 </div> <table border="0"> <tr> <td>① 地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること(社会性及び必要性)</td> <td>② 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)</td> <td>③ 生産性の向上、機会損失の解消及び顧客の利便性向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)</td> </tr> </table>	① 地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること(社会性及び必要性)	② 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)	③ 生産性の向上、機会損失の解消及び顧客の利便性向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)
① 地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること(社会性及び必要性)	② 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)	③ 生産性の向上、機会損失の解消及び顧客の利便性向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)		
補助率	補助対象経費の1/2以内			
補助上限額	200万円			
事業実施期間	交付決定後～令和8年12月31日			
補助金交付後の義務	①事業完了後5年間の事業実施状況報告 ②取得財産の善管注意義務、処分制限及び収益納付 ③大分県及び会計検査院による実地検査の受検 (返還命令等を指示された場合にはこれに従うこと)			

応募に当たっては、おおいたスタートアップセンターに事前相談を行ってください。

事前相談がない場合、応募は受付できません。事前相談は5月13日(水) 17時までに!

ご注意

事業計画作成に当たっては、必ず公募要項により詳細を確認してください。

公募

募集締切 5/20(水)

17時必着

提出書類 事業計画書(様式1・2)等 提出先 おおいたスタートアップセンター 提出方法 郵送又は直接持込